

臨床医学委員会慢性疼痛分科会の設置について

分科会等名：慢性疼痛分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	6名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	慢性疼痛分科会は、慢性疼痛の診断と治療を科学的に評価し、その必要性を提言し、実現を図ることを推奨することにより、国民生活の質を向上させることを目的として設立する。慢性疼痛の重要事項を審議し、研究連携と実現させ、その有効性の向上を図る。 本分科会では、分野の異なる委員により多面的に議論を深める。
4	審議事項	1. 慢性疼痛の重要事項の審議 2. 慢性疼痛の研究連携および有効性の向上に係る審議に関すること
5	設置期間	令和元年5月30日～令和2年9月30日
6	備考	第24期において新規設置するもの